

昭和年	月	日	誤	正
(以下では、項目の説明的記述が過ちでなければ正誤を記していません。)				
20	9	28	終戦ニ伴フ産業報告会ニ関スル措置ノ件	終戦ニ伴フ産業報国会ニ関スル措置ノ件
21	7	22	「労働条件の基準に関する法律案を諮問	「労働保護法案の起草について」を諮問
23	1	29	文部省の施設でも職業補導が行うことができること、職業補導所は学校教育法の各種学校の適用を受けることになっていること等を示唆。補導期間は概ね6ヶ月を標準、3ヶ月短縮又は6ヶ月延長まで可能。その教程基準は建築工、木船工、和洋裁及び公民科については通牒済み。その他は近く通牒することを明示。	(削除)
23	9	15～16	職業訓練の新分野	職業補導の新分野
28	10	25	職業訓練の現況と問題点	職業訓練の現況と展望と問題点
30	4	18	補導生、共同作業所作業員に対する労務加配米の配給要領について	補導生、共同作業所作業員に対する労務加配米の配給要領について
32	9	12	「最近の産業及び雇用の情勢に対処する職業訓練制度の確立について」諮問。	「職業訓練制度の確立に関する諮問」
32	10	1	啓成会、及び江東総合職業補導所の削除(移管)	啓成会、及び江東総合職業補導所の削除(独立及び移管)
32	10	1	労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令中改正	労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令
32	12	28	宮城、神奈川、長野、沼津、愛知、高知総合職業補導所等7箇所	宮城、江東、神奈川、長野、沼津、愛知、高知総合職業補導所等7箇所
33	3	31	労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令中改正	労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令
34	2	16	(追加)	労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令(政令第15号)。中央職業訓練所等の設置、八王子職業訓練所の廃止を規定。
39	1	1	(追加)	江東総合職業訓練所の東京都への移管『雇用促進事業団十年史』
(項目の訂正後の移動先は記していません。)				
ページ	行	誤		正
113		1	最近の産業経済及び雇用の情勢に対処する職業訓練制度の確立について	職業訓練制度の確立に関する諮問
118		10	労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令中改正 … [3-60] ・ [3-61]	労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令 … [3-60] ・ [3-61]